

---

# 大規模地震が発生したときの 初期対応マニュアル

---



練馬区立光が丘第八小学校

## 大規模地震の定義

ここで取り上げる大規模地震は、次のとおり定義する。

震災時における「避難拠点要員」（練馬区内に住んでいる区職員 6 名）・「学校避難拠点要員」（あらかじめ校長が任命した学校職員 5 名）の動員態勢の自動参集（※<sup>1</sup>）の基準である、『練馬区内のいずれかで震度 5 弱以上の地震が観測されたとき』（※<sup>2</sup>）とする。

※<sup>1</sup> 指示・命令の有無にかかわらず参集すること。

※<sup>2</sup> 自校の地域が震度 5 弱以上の地震でない場合でも、本マニュアルを適用する。

## 「避難拠点要員」「学校避難拠点要員」（平成\*\*年度）

< 避難拠点要員 >

		住 所		勤 務 先	
班 長	****				
副班長	****				
	****				
	****				
	****				
	****				

< 学校避難拠点要員 >

		住 所		携帯電話
副校長	****			
生活指導主任	****			
	****			
	****			
	****			

## 光が丘第八小学校災害対策本部

次の場合、ただちに光が丘第八小学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

- ・ 練馬区内のいずれかで、震度 5 弱以上の地震が観測されたとき
- ・ 東海地震「警戒宣言」が発令されたとき

## ◆ 「避難拠点」について

練馬区では、区立の小中学校すべてを「避難拠点」と位置付け、災害時の生活支援の充実を図っています。「避難拠点要員」及び「学校避難拠点要員」は、震度5弱以上の地震発生時には、指示・命令の有無にかかわらず、また、学校の授業の有無や昼夜にかかわらず、ただちに「避難拠点」となる学校にかけつける態勢をとっています。

区立の小中学校は、地域での災害時の活動拠点にもなることから、単に「避難所」や「避難場所」と呼ばずに、「避難拠点」と名付けています。〈避難所＋防災拠点＝避難拠点〉

## ◆ 「避難拠点」の活動内容

- ・簡単な医療、健康相談
- ・水、食料の配給拠点
- ・避難生活を支援
- ・復旧、復興情報を提供
- ・被災者の相談
- ・救助の要請 等

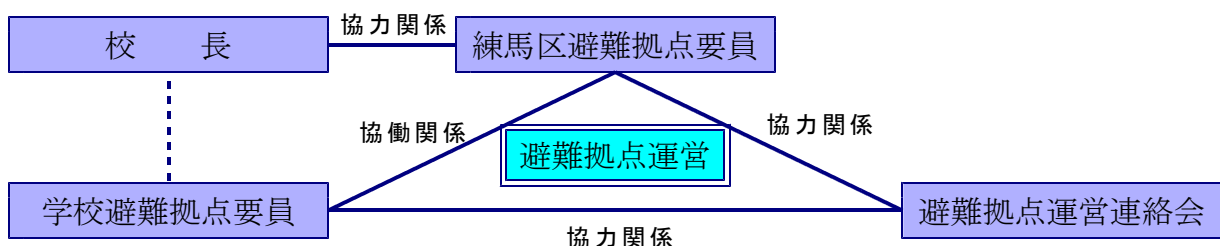
## ◆ 「避難拠点」の開設宣言と運営

避難拠点の開設（及び終了）は、原則として、避難拠点要員の班長により決定されます。避難拠点の運営については、避難拠点要員（区職員）と学校避難拠点要員（学校職員）が行うとともに、「避難拠点運営連絡会（光八小地域防災連絡会）」に協力していただきます。練馬区・学校・地域住民の三者が一体となって、避難拠点の運営を行っていきます。

## ◆ 三者の役割

	練馬区（班長）	学校（校長）	避難拠点運営連絡会（会長）
	<b>避難拠点の責任者</b>	<b>学校施設の管理者</b>	<b>避難者の支援、区・学校への協力</b>
担 当	①本部との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	①建物の安全確認 ②児童の安否確認 ③授業の早期再開	①食料、飲料水、救援物資の配給 ②避難所生活のルールづくり ③地域の被災情報などの伝達 ④その他
開設時の役割	休日・夜間・早朝において、迅速な開設を行う。	平日の昼間において、迅速な開設を行う。区職員到着後、区に引き継ぐ。	練馬区・学校の各要員に協力し、状況に応じた迅速な対応で、避難拠点の運営を行う。

（ ）内は、責任者です。



## 大規模地震が発生したときの措置

大規模地震が発生したときの学校としての措置を、あらかじめ保護者に通知し、周知徹底を図っていきます。下記の事項の他、給食の提供、防災頭巾の携帯、水筒の持参、熱中症対策、暖をとる服装の準備、登下校の方法、遠足、移動教室、宿泊学習、光っ子ひろば、学童クラブ、校庭開放、学校施設の開放等についても、必要に応じて通知してまいります。

① 練馬区内のいずれかで震度5弱以上の地震が観測された場合や、東海地震「警戒宣言」が発令された場合は、すぐに授業を打ち切り、保護者の方（引き取り登録人）に「引き取り」をお願いいたします。保護者の方（引き取り登録人）が迎えに来るまで、児童は学校で待機させます。

② 震度5弱に満たない地震の際でも、隣接の板橋区内や近隣区市で震度5弱以上の地震が観測された場合、学校周辺の鉄道等の交通機関（※<sup>3</sup>）、道路状況等を確認し、運転再開や渋滞緩和の見込みが立たない場合、学校及び周辺の地域で、火災や建物の倒壊等が発生した場合、学校及び周辺の地域が停電となり、児童を安全に帰宅させられないと判断した場合などは、「引き取り」による下校態勢をとります。

※<sup>3</sup> 東武東上線・東京メトロ有楽町線・都営地下鉄大江戸線・西武池袋線等

③ 震度5弱に満たない地震の際には、「集団下校」の措置をとる場合があります。その際は、保護者の方には速やかに自宅に戻るようお願いいたします。自宅に戻ることができない御家庭は、前もって学校にお知らせください。保護者の方が自宅に戻れない御家庭については、児童を下校させず、学校に待機させます。

④ 学校には災害時に備えての食料、飲料水、毛布等の備蓄があります。練馬区内で震度5弱以上の地震が発生した場合や、東海地震「警戒宣言」が発令された場合は、学校が「避難拠点」となります。区からのお知らせにも御留意ください。

⑤ 学校からの緊急連絡は、一斉配信メールでもお知らせします。一斉配信メールを受信するには、事前の登録が必要です。兄弟姉妹が在籍する場合も、それぞれに登録をしてください。

なお、メールを受信した際には、「開封確認」を行ってください。

⑥ 一斉配信メールに登録されない方には、学校から個別に電話連絡をします。自宅の電話に通じない場合は、あらかじめお知らせいただいている携帯電話等の緊急連絡先にお知らせいたします。携帯電話は常に身に付けておいてください。

⑦ 緊急連絡網による電話連絡を流す場合があります。その際は、連絡内容を正確に速やかに回すようにしてください。連絡ができなかったところについては、その旨を学校に知らせてください。なお、外出中で連絡網での連絡を受けられない場合は携帯電話版学校ホームページを御確認ください。

このサイトには、学校からの連絡事項を掲載します。

<http://www.cms.nerima-tky.ed.jp/weblog/index-i.php?id=133>



⑧ 電力の逼迫により、「計画停電」が実施されることも予想されます。前日の夕刻以降に停電地域や時間帯が決定されますので、その状況により、次の日の登校や授業について、一斉配信メール、緊急連絡網等にて連絡をいたします。携帯電話版のお知らせサイトにも掲載します。

学校では、児童が登校している授業時間中も、節電、節水、節ガス等、可能な限り節エネルギーに努めてまいります。

⑨ 登下校中や放課後に大きな地震が発生した際には、あわてずに落ち着いて安全な場所に避難するよう、各御家庭でもお子様に十分に話しておいてください。地震の際は塀から離れてしゃがむ、火事の際は火元から素早く離れることが大事です。

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するようにしてください。

集合住宅で、エレベーターを使用している児童については、使用中に地震が発生し、機械が止まってしまうことも想定し、「子供だけではエレベーターには乗らない」という指導をしています。御家庭でも同様に話をしてください。

⑩ 校庭開放で遊ぶ場合も、児童館を利用する場合も、公園等で遊ぶ場合も、各御家庭では、行き先や帰宅時刻を確認してから出かけさせるようにしてください。

⑪ 子供たちは、東日本大震災被災地の様子を報道等を見て、また予想される地震等を心配して、心理的に落ち着かない状態になることがあります。御家庭でも、お子様の体と心の健康状態に、十分御留意ください。また、根拠のないデマやチェーンメール等には、十分に御注意ください。

# 地震が発生したら

地震を確認したら、副校長に限らず、職員室にいる職員は、震度に関係なく、ただちに放送で保身態勢をとることを指示します（一次避難）。教職員は、落下物・転倒物・ガラスの飛散等から児童の身を守るよう、「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など、的確な指示を出します。

**「地震です。教室にいる人は、防災頭巾をかぶり、すぐに机の下に入りなさい。  
机の脚をつかんで、揺れが収まるのを待ちなさい。  
廊下・階段・昇降口・トイレにいる人は、近くの教室に避難しなさい。  
校庭・体育館にいる人は、真ん中に集まり、その場にしゃがみなさい。  
先生方に連絡します。  
教室のドアや窓を開け、カーテンを閉めます。暖房器具は必ず消してください。」**

## 1 校内の火災発生、倒壊等の確認、震度及び津波情報等の情報収集を行う。

地震発生時には、各学校職員は「出火はないか」「負傷者はいないか」「転倒・倒壊物の下敷きになっている者はいないか」の確認をします。そのような事態が発生した場合は、ただちにインターホン等で職員室に連絡し、消火や救出、救護、連絡等に当たります。また、職員室のテレビ・ラジオ等で、震度や震源地、津波等の情報収集を行います。

## 2 揺れが収まった段階で、状況に応じて、二次避難（校庭避難）を決定する。

- ・火災、倒壊が発生した場合
- ・震度5弱以上の地震の場合
- ・震度5弱以上でなくても、授業再開に支障があると判断した場合
- ・余震の恐れがあると判断した場合

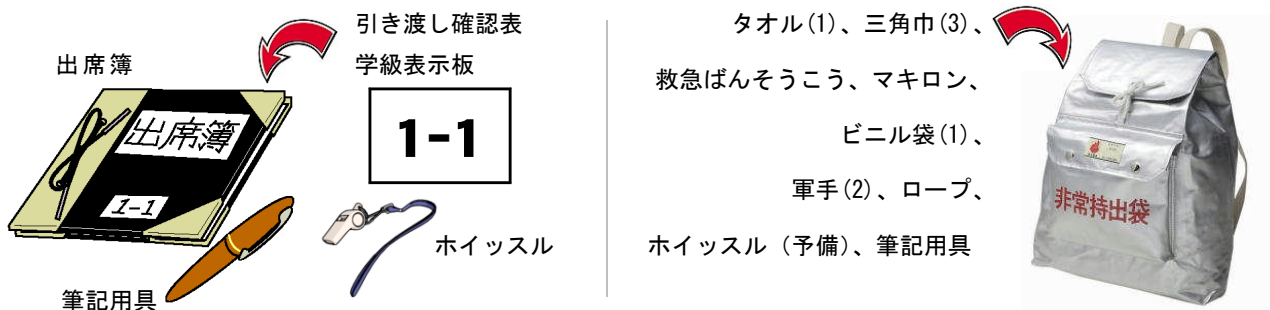
- ・授業再開に支障がないと判断した場合
- ・余震の恐れが少ないと判断した場合

**「揺れが収まりましたが、安全のために校庭に避難します。防災頭巾をかぶり、おかしもの約束を守って避難します。避難開始。」**

**「揺れが収まりました。机の下から出て授業を再開してください。  
(職員へは、震度や震源地等の情報を伝える。)」**

### 3 放送の指示に従い、二次避難（校庭避難）を行う。

教職員は、児童の状況を速やかに掌握するとともに、ヘルメットを着用し、出席簿、引き渡しカード、筆記用具、ホイッスル、非常袋を携帯し、児童を校庭の安全な場所に誘導します。その際、特別教室・保健室・トイレ等、教室以外の場所に残留児童がいないことを必ず確認します。



#### ◆ 避難・誘導の際の留意事項

<教職員>

- ・上層階の児童の避難を優先する。火災発生時、倒壊時はその場所の避難を優先する。
- ・落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- ・「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底する。
- ・援助を要する児童への対応には十分に配慮する。
- ・負傷者の有無を確認する。
- ・児童の不安の緩和に努める。

<児童>

- ・防災頭巾で頭を守り、荷物を持たずに、上履きのまま行動する。（裸足厳禁）
- ・「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」の約束を守る。
- ・避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- ・ガラスの破片で怪我をしないように注意する。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

#### ◆ 二次避難場所（校庭南側）

校 庭 南 側								タ	イ	ヤ	前				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	3	1	2	2	4	6	わ								
の	の	の	の	の	の	の	か								
1	1	1	1	2	1	1	ば								

- ・火災発生、建物倒壊等の状況に応じて、東京都指定避難場所の光が丘公園へ避難する。

## 学校災害対策本部の開設

- ・ 練馬区内のいずれかで、震度5弱以上の地震が観測されたとき
- ・ 東海地震「警戒宣言」が発令されたとき

上記の場合、校長は、ただちに学校災害対策本部を開設し、災害時の指揮を執ります。学校災害対策本部は、校長（本部長）及び学校避難拠点要員5名をもって構成することを基本とし、学校職員の勤務時間内であれば、経営支援主任、生活指導主任、教務主任、事務主任の4名を加えることとします。

### 1 児童の登校前に大規模地震が発生した場合

児童の登校前に大規模地震が発生した場合、学校災害対策本部は、「児童自宅待機」の可否を速やかに決定し、「自宅待機」ならば緊急連絡網及び一斉配信メール、携帯電話版学校HPにより伝達の手配をします。同時に、登校した児童の保護態勢をとります。

### 2 児童の在校中に大規模地震が発生した場合

校内放送・情報資機材の点検を行ったり、関係機関との通信授受等の機能を確認したり、情報集約・処理・伝達等の機能を始動したりしながら、本部長は大規模地震発生後数分間の情報に基づいて当面の対処の指示をします。

学校災害対策本部は、児童の引き渡し下校に向けて、以下の対応措置を行います。

- ・ 建物の安全確認、児童の安否確認
- ・ 児童の引き渡し下校に関して、交通機関、道路状況、近隣状況等の情報収集
- ・ 保護者への伝達（緊急連絡網、一斉配信メール、携帯電話版学校HP）
- ・ 保護者からの問い合わせへの対応、専従者設置
- ・ 児童集合（状況に応じて、校庭、体育館、視聴覚室等）、状況の伝達
- ・ 教育委員会、防災課等との情報交換
- ・ 避難拠点開設の仮準備、立ち入り禁止区域の明示（校長室、職員室、保健室）

重要な課題は、「情報の共有」です。本部指示の伝達ネットワークの確認、情報の集約と伝達の調整機能を至急確立します。



◆ 学校災害対策本部の組織（学校職員の勤務時間内を想定）

<p><b>統括本部</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長を本部長とし、副校長以下学校避難拠点要員5名をもって構成することを基本とし、学校職員の勤務時間内であれば、経営支援主任、生活指導主任、教務主任、事務主任の4名を加える。</li> <li>○校長室、職員室を活動場所として確保する。</li> <li>○本部員を各班長に任じ、各班との連携のもと、校内の被災状況等を把握し、教育委員会、防災課等との連絡にあたる。また、各班との連絡調整にあたる。</li> <li>○被害の状況等に応じて、東京都指定避難場所（光が丘公園）への避難、応急対策の決定など、児童・学校職員の安全確保、安否確認にあたる。</li> <li>○練馬区避難拠点要員が到着するまで、避難拠点開設に向けての業務を支援する。</li> <li>○非常持ち出し書類等を搬出する。</li> <li>○保護者、地域住民からの問い合わせへの対応を行う。報道機関等との対応を行う。</li> <li>○授業の早期再開を目指す。</li> </ul>
<p><b>避難誘導 安否確認 班</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震の揺れが収まった直後、ただちに活動を開始し、児童・学校職員の安全確保、安否確認、負傷者の有無等を行う。</li> <li>○二次避難場所（校庭）への避難誘導を行う。</li> <li>○クラス全員の安否を確認し、統括本部に報告する。</li> <li>○児童の「引き取り人」への引き渡しを安全・確実に実施する。引き取り人名簿との照合により引き取り人を確認するとともに、「引き渡し確認表」に誰が誰にいつ引き渡したのかを記録する。</li> <li>○児童が在校中でない場合（登校前、下校後等）は、児童・学校職員の被災状況及び安否を早急を確認する。</li> </ul>
<p><b>消火・ 安全点検 班</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用務主事・給食調理主事等を中心に組織する。</li> <li>○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。</li> <li>○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、二次避難場所（校庭）への避難路を確保する。</li> <li>○二次災害等の危険を防止するために、必要な措置を講じる。</li> </ul>
<p><b>救出・ 救急医療 班</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養護教諭及び救急・救命経験者等を中心に組織する。</li> <li>○保健室を活動場所として確保する。</li> <li>○転倒・倒壊物の下敷きになっている者等の救出・救命にあたる。</li> <li>○負傷した児童・学校職員の応急手当を行い、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。</li> </ul>
<p><b>避難拠点 支援班</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校避難拠点要員を中心に組織する。</li> <li>○練馬区避難拠点要員班長が到着し、避難拠点開設宣言を行うまでの間、地域住民の避難受け入れ等、避難拠点開設の準備にあたる。</li> <li>○避難拠点開設後は、避難拠点要員と協働し、また、避難拠点運営連絡会（光八小地域防災連絡会）と協力し、避難拠点の円滑な運営を行う。</li> <li>※学校避難拠点要員は、震度5弱以上の地震発生時、東海地震「警戒宣言」発令時には、指示・命令の有無にかかわらず、また、学校の授業の有無や昼夜にかかわらず、ただちに「避難拠点」となる学校にかけつける。</li> </ul>

## 引き取りによる下校

練馬区内のいずれかで震度5弱以上の地震が観測された場合や、東海地震「警戒宣言」が発令された場合は、すぐに授業を打ち切り、「引き取り」による下校態勢となります。保護者の方（または、事前登録をした引き取り人）が迎えに来るまで、児童は学校で待機させます。

大規模地震にあたらぬ地震（練馬区内のいずれの場所でも震度5弱に満たぬ地震）の対応については、校長が適切に判断するものとします。大規模地震にあたらぬ地震の場合でも、次のようなときは「引き取り」による下校態勢となります。

- ・隣接の板橋区内や近隣区市で、震度5弱以上の地震が観測された場合
  - ・学校周辺の鉄道等の交通機関（※<sup>3</sup>）、道路状況等を確認し、運転再開や渋滞緩和の見込みが立たぬ場合
- ※<sup>3</sup> 東武東上線・東京メトロ有楽町線・都営地下鉄大江戸線・西武池袋線等
- ・学校及び周辺の地域で、火災や建物の倒壊等が発生した場合
  - ・学校及び周辺の地域が停電となり、児童を安全に帰宅させられぬと判断した場合

### 1 「引き取り」による下校態勢をとることを、保護者に知らせる。

- ・一斉配信メールにて、登録者に対し、学校からの連絡事項を送信します。
- ・一斉配信メールに登録されない方には、学校から個別に電話連絡をします。自宅の電話に通じぬ場合は、あらかじめお知らせいただいている携帯電話等の緊急連絡先にお知らせいたします。
- ・携帯電話版学校HPのトップページに、学校からの連絡事項を掲載します。

大規模地震発生時には通信回線が不通となることも想定されます。また、外出中で緊急連絡網での連絡を受けられぬ場合も想定されます。そのため、最善の策を講じますが、保護者にはあらかじめ、練馬区内のいずれかで震度5弱以上の地震が観測された場合や、東海地震「警戒宣言」が発令された場合、その他の場合の「引き取り」による下校態勢について、周知しておきます。

## 2 「引き渡し確認表」により、安全・確実な引き渡しを実施する。

### (1) 「引き取り人」の登録について

保護者には、「児童個人カード」により、「引き取り人」を事前に登録してもらいます。

「第1引き取り人」は親族、「第2引き取り人」は親族以外として、複数名の引き取り人を登録するようにします。

また、集団下校対応についても、事前に登録をしてもらいます。集団下校時にも学校に留め置くという項目を設け、安全・確実な対応ができるようにしていきます。

平成**年度 引き取り人登録				年	組	児童名
第1引き取り人<保護者・親族> (続柄欄は、児童との関係)						
続柄		名前		続柄		名前
携帯電話等						
続柄		名前		続柄		名前
携帯電話等						
続柄		名前		続柄		名前
携帯電話等						
第2引き取り人<親族以外> (関係欄は、保護者との関係)						
関係		名前		関係		名前
携帯電話等						
平成**年度 集団下校対応						
い	ず	れ	か	に	○	印
		① 自宅に集団下校する。				
		② 自宅以外の親族の家、知人の家に集団下校する。(学区内及びその周辺に限る)				
		③ 学童クラブに集団下校する。				
		④ 学校に留め置く。(上記引き取り人による「引き取り」下校)				
「② 自宅以外の親族の家、知人の家に集団下校する。(学区内及びその周辺に限る)」方が記入						
関		名		住所		
係		前		電話		
「④ 学校に留め置く。(上記引き取り人による「引き取り」下校)」方が記入						
引き取り予定時刻		時頃		連絡を受けてから、およそ 時間 分後		
連絡事項・備考						

### (2) 「引き渡し確認表」について

学級担任は、「引き渡し確認表」を作成し、「引き取り人」が記入されている「児童個人カード」とともに、出席簿に綴じ込んでおきます。引き渡しの際には、「引き渡し確認表」に、誰が誰にいつ引き渡したのかを記録し、安全・確実な引き渡しを実施します。

### 3 預かり（留め置き）児童を安全に保護する。

保護者の方（または、事前登録をした引き取り人）が迎えに来るまで、児童は学校で待機させます。預かり（留め置き）児童は、安全な場所に集め、その場から離れないようにさせます。必ず教職員が付き添い、児童に不安感を与えないようにします。自宅に保護者が不在の場合は、引き取りに来るまで、勤務先や緊急連絡先に、繰り返し電話連絡を入れます。避難拠点が開設された場合でも、児童を避難拠点到に託すのではなく、児童の引き渡しについては、最後まで学校避難拠点要員が責任をもって引き渡します。状況に応じて、非常食や飲料水、毛布等を与えます。

#### ◆ 一斉配信メールの配信の仕方について <<https://machicom.jp/sc/hikah081/pc/>>



ブラウザで「まちcomiメール」の管理用画面を立ち上げます。「管理ID」と「パスワード」を打ち込みます。悪用と乱用を避けるため、ここでは「管理ID」、「パスワード」を公表しませんが、校長または副校長から教えてもらって入力してください。

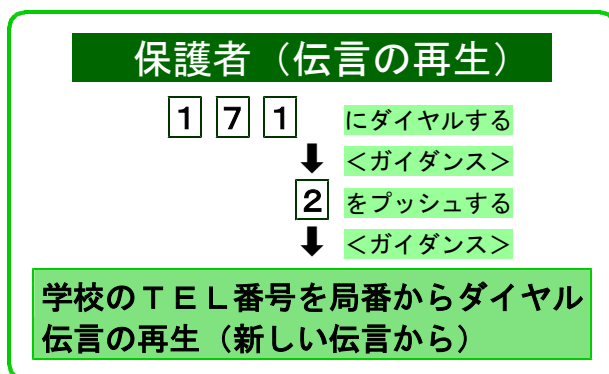
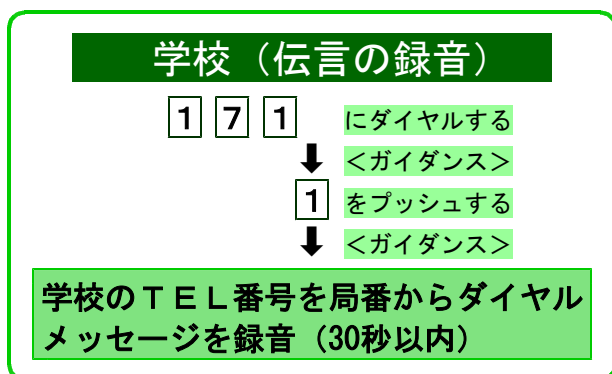
「メールの送信」のページで、登録者へのメール送信の設定ができます。「定型メールの管理」も利用できます。

#### ◆ 携帯電話版学校ホームページの更新の仕方について

学校ホームページのページ内容更新作業及びアップロードは、CMS手順に従って行います。「SWA（CMS）ログイン」から、「学校日記」－「記事の作成・編集」－「緊急連絡」を選択し、作業を行ってください。

#### ◆ 非常用伝言ダイヤルの活用の仕方について

安否確認、見舞い、問い合わせ等の対応として、NTTが設置する「171」（災害用伝言ダイヤル）の活用が工夫できます。



## 避難拠点への引き継ぎ

学校が授業中等で、学校の教職員が在校しているときは、在校の児童の保護にあたるとともに、学校避難拠点要員等の担当者が避難者を校庭等に集合させ、練馬区避難拠点要員が練馬区内の各自の勤務先から到着するのを待ちながら、適切な対応をとります。

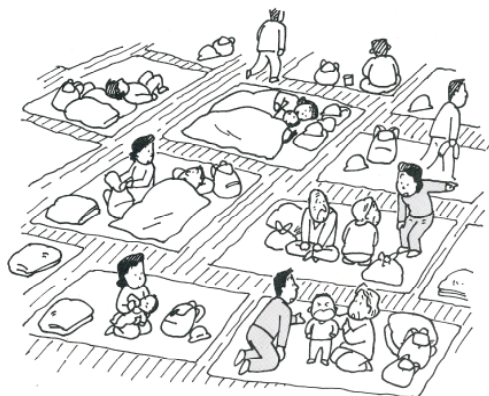
なお、練馬区避難拠点要員の到着を待つことが難しいときは、校舎内への避難者の収容や備蓄物資・資材の利用の着手等を、校長等の判断で行う必要があります。

練馬区避難拠点要員班長は、到着後、避難拠点開設の宣言をします。ここからは、班長が避難拠点の責任者となります。

避難拠点の運営には、避難拠点要員（区職員）・学校避難拠点要員（学校職員）・避難拠点運営連絡会（光八小地域防災連絡会）が参加します。また、施設管理者としての校長も運営にかかわります。そのうえ、状況によっては、区民防災組織や消防団、練馬区との協定団体やボランティアなどがかわります。したがって、それらの意思疎通を図り、効率よく活動するための調整が必要になります。そこで、必要に応じて避難拠点の“司令塔”を設けます。会議の名称は、「光八小避難拠点災害対策会議」とします。

避難拠点が開設されたときに、学校が「引き取り」による下校態勢をとっている場合が考えられます。避難拠点が開設された場合でも、児童を避難拠点に託すのではなく、児童の引き渡しについては、最後まで学校避難拠点要員が責任をもって引き渡します。

「引き取り」により一緒になった保護者と児童が、そのまま避難拠点に避難する状況も考えられます。その場合は、児童は避難拠点の保護下に入ります。



原則として、避難拠点が開設されているときの、校長を始めとする学校職員の任務は、児童の保護と安否確認及び授業の早期再開です。

避難拠点は本来教育の場であることを、避難者に理解してもらい、避難している場所を徐々に整理していくよう努力します。

# 光八小地域防災連絡会

平成11年3月、避難拠点運営連絡会が結成され、名称を「光八小地域防災連絡会」とすることが決まりました。原則として、毎月第二土曜日午後7時から、定例会が開かれています。また、様々な訓練や講習、本校児童への防災授業等を実施しています。

## 1 光八小地域防災連絡会の目的

- (1) この組織は、練馬区光が丘一丁目地域に、大規模地震などにより多くの被害と被災者が発生したときに、地域の住民が互いに協力し、二次災害の拡大を防止するとともに、練馬区及び防災機関と連携し、光が丘第八小学校の避難拠点の運営に協力することを目的として設置します。
- (2) この組織は、日常的に地域の防災対策を進めるとともに、地域住民に対する防災意識の高揚に努めることとします。

## 2 光八小地域防災連絡会の各部組織

- (1) この組織は、光が丘一丁目に所在する、むつみ台自治会、ゆりの木通り南住宅管理組合及び光が丘第八小学校PTA時計塔の会の役員で構成します。
- (2) この組織は、ボランティアとして協力を申し出た者を、臨時構成員に加えることができます。

各部	規約上の任務	部長
会長・他	会の代表／会長の補佐／会計／監査	****会長
庶務部	避難名簿作成／施設案内図作成／部屋配置図作成／ ボランティアの受入／配置／連絡会ニュースの配布	****部長
避難誘導部	避難室の区割り／避難誘導活動／延焼防止活動／救出活動／ 避難所警備	****部長
情報連絡部	区本部との交信／避難拠点内広報（壁新聞等）／ 各町会との連絡調整	****部長
広報部	拠点活動の広報／連絡会ニュースの発行／会員の加入促進	****部長
施設管理部	校内の管理／トイレ対策／ペット対策／水の濾過／安全対策／ 資機材の管理	****部長
物資配給部	救援物資受入／物資の保管管理／物資の配給	****部長
給食部	応急給食／応急給水	****部長
救護衛生部	医療救護協力／保健衛生管理／児童保護	****部長

### 3 光八小地域防災連絡会の役員組織

担 当	氏 名	住 所	電 話	備 考
会 長	****			
副 会 長	****			
副 会 長	****			
副 会 長	****			
会 計	****			
監 査	****			
庶 務 部 長	****			
副部長	****			
副部長	****			
副部長	****			
避 難 誘 導 部 長	****			
副部長	****			
情 報 連 絡 部 長	****			
副部長	****			
副部長	****			
広 報 部 長	****			
副部長	****			
副部長	****			
施 設 管 理 部 長	****			
副部長	****			
副部長	****			
物 資 配 給 部 長	****			
副部長	****			
副部長	****			
給 食 部 長	****			
副部長	****			
副部長	****			
救 護 衛 生 部 長	****			
副部長	****			
副部長	****			
顧 問	**** ****			
学校避難拠点要員	**** **** **** **** ****			
避難拠点要員班長 副班長	**** **** **** **** ****			
練馬区危機管理室	**** **** ****			

# 東海地震「警戒宣言」

情報は、気象庁公表と同時に、一律一斉に学校へ伝達されるシステムになっています。学校は情報にただちに対応することになっています。

### ◆ 警戒宣言体制の3段階

東海地震の地震情報は、「観測情報」「注意情報」「予知情報」の三つの段階で公表されます。三つ目の「予知情報」がすなわち「警戒宣言」です。東京都の受ける震度は「5強」程度と予想されています。

「観測情報」 → 「注意情報」 → 「予知情報」 = 「警戒宣言」

### ◆ 「判定会」が結論を出します。

東海地方に張り巡らされた観測機器からの情報は、気象庁の24時間監視に一元化されており、観測網の1カ所で異常を観測した場合は「観測情報」、2カ所では「注意情報」、3カ所以上の場合には6人の専門家からなる「判定会」（「地震防災対策強化地域判定会」）が招集されます。

「東海地震の発生の恐れがある」と結論付ける（判定する）と「数時間以内、もしくは2～3日以内に発生する」と踏み込んだ判断をして公表します。これが「予知情報」すなわち「警戒宣言」です。

#### ● 「観測情報」段階

校長は、「危機管理委員会」を招集する。

#### ● 「注意情報」段階

校長は、安全が確認されるまで児童を学校に保護する。

#### ● 「予知情報」段階 = 「警戒宣言」

校長は、ただちに光が丘第八小学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

すぐに授業を打ち切り、「引き取り」による下校態勢をとる。警戒解除まで休校。